

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）

- 1 男女参画・県民協働課、地域福祉課、林業課、資産活用課及び統計分析課の分掌事務の一部を改めることとした。（第 7 条、第 8 条、第 10 条及び第 13 条関係）
- 2 統括本部にさが創生企画監を置くことができることとした。（第 26 条関係）
- 3 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。